

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づく情報提供について

株式会社メディアベース

対象期間：令和 4 年 8 月 1 日から
令和 5 年 7 月 31 日まで

- 【1】事業所の名称
株式会社メディアベース 本社
- 【2】派遣労働者数
7 名
- 【3】派遣先事業者数
2
- 【4】労働者派遣に関する料金の額（1 日 8 時間当たりの平均）
37,050 円
- 【5】派遣労働者の賃金（1 日 8 時間当たりの平均）
25,822 円
- 【6】マージン率
30.3%
- 【7】教育訓練に関する事項
情報セキュリティ教育、ビジネスマナー教育、IT 技術教育
- 【8】その他参考と認められる事項
関東 I T ソフトウェア健康保険組合の福利厚生施設
その他のサービスが受けられます。（社会保険加入者のみ
- 【9】労使協定の締結の有無
有
- 【10】労使協定の対象となる派遣労働者の範囲
すべての派遣労働者
- 【11】労使協定の有効期間の終期
令和 7 年 3 月 31 日